

協議第21号

保健衛生事業の取扱い（その1）について

保健衛生事業の取扱いについて提出する。

平成15年8月11日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

保健衛生事業の取扱い（その1）について

- （1）母子保健事業については、健康診査の実施場所について現行を基本とし、健康診査内容の充実に努めるよう調整を図る。
- （2）予防接種事業については、接種方法及び自己負担金について合併時まで統一するよう調整を図る。
- （3）結核予防事業については、結核検診の対象者を統一して実施する。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	保健衛生事業の取扱い（その１）について
関 連 項 目	母子保健事業 予防接種事業 結核予防事業

調整内容	<p>1. 母子保健事業については、健康診査の実施場所について現行を基本とし、健康診査内容の充実に努めるよう調整を図る。</p> <p>2. 予防接種事業については、接種方法及び自己負担金について合併時まで統一するよう調整を図る。</p> <p>3. 結核予防事業については、結核検診の対象者を統一して実施する。</p>
------	--

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
母子保健事業				
妊婦健康診査	一般健診6回(NST含む)・HBs抗体検査・超音波検査・感染症検査・歯科健診・精密健診について助成	一般健診9回(NST含む)・HBs抗体検査・超音波検査・感染症検査・歯科健診・精密健診について助成	一般健診6回(NST含む)・HBs抗体検査・超音波検査・感染症検査について助成	一般健診6回(NST含む)・HBs抗体検査・超音波検査・感染症検査・歯科健診・精密健診(上限5,000円)について助成
乳幼児健診	4ヵ月・7ヵ月・10ヵ月・1歳6ヵ月・3歳 (7ヵ月は個別健診)	4ヵ月・7ヵ月・10ヵ月・12ヵ月・1歳6ヵ月・2歳・3歳	4ヵ月・7ヵ月・10ヵ月・12ヵ月・1歳6ヵ月・3歳	2ヵ月・4ヵ月・7ヵ月・10ヵ月・12ヵ月・1歳6ヵ月・2歳・3歳
乳幼児歯科健診指導	1歳6ヵ月・2歳児・3歳児を対象に実施している。	1歳6ヵ月・2歳児・3歳児を対象に実施している。	1歳・1歳6ヵ月・3歳を対象に実施している。	年間を通じ継続的に乳児健診・幼児健診を開催している。
母子健康相談	予約制で随時実施している。	月1回相談日を設定しているほか随時実施している。	保育園での巡回相談のほか随時実施している。	養育相談として年間5回設定するほか随時実施している。
母親教室	歯科・栄養・子育て等病院で実施していないプログラムを設定し、教室を実施している。	なし	なし	なし

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
母子保健事業				
妊婦健診	一般健診6回(NST含む)・HBs抗体検査・超音波検査・感染症検査・歯科健診について助成	一般健診6回(NST含む)・HBs抗体検査・超音波検査・感染症検査・精密健診について助成	一般健診6回(NST含む)・HBs抗体検査・超音波検査・感染症検査・精密健診・歯科健診について助成	一般健診7回(NST含む)・HBs抗体検査・超音波検査・感染症検査・精密健診について助成
乳幼児健診	2ヵ月・4ヵ月・7ヵ月・10ヵ月・1歳6ヵ月・2歳・3歳	4ヵ月・7ヵ月・10ヵ月・1歳6ヵ月・2歳・3歳	4ヵ月・7ヵ月・10ヵ月・1歳6ヵ月・3歳	4ヵ月・7ヵ月・10ヵ月・1歳6ヵ月・3歳
乳幼児歯科健診指導	1歳6ヵ月・2歳児・3歳児を対象に実施している。	10ヵ月と2歳児を対象に実施している。	1歳6ヵ月・2歳児・3歳児を対象に実施している。	2歳児を対象に実施している。(10ヵ月児、1歳6ヵ月、3歳児については、指導のみ実施)
母子健康相談	随時実施している。	随時実施している。	年間4回設定するほか随時実施している。	随時実施している。
母親教室	なし	なし	生後2ヵ月児～1歳児の乳児と母親を対象に月1回実施している。	なし

具 体 的 な 調 整 方 法	
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診については、秋田県母体健康増進支援事業を活用し、健康診査の種類及び助成回数について合併時まで統一する。 ・乳幼児健診は対象年齢を統一し、保育士・心理相談員・歯科衛生士等をスタッフに加えた健康診査の充実を図る。 ・乳幼児歯科健診指導については、虫歯菌検査や歯科衛生士による個人指導の導入も図る。 ・母子健康相談については、必要に応じて随時対応・訪問相談に応じる体制を整えるとともに、母親教室を本荘市の例により実施する。

調整内容	1. 母子保健事業については、健康診査の実施場所について現行を基本とし、健康診査内容の充実に努めるよう調整を図る。 2. 予防接種事業については、接種方法及び自己負担金について合併時まで統一するよう調整を図る。 3. 結核予防事業については、結核検診の対象者を統一して実施する。
------	---

各 市 町 の 現 況				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
予防接種事業				
三種混合	対象者 乳幼児 実施方法 個別 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 個別集団の併用 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 個別 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 個別 自己負担額 なし
麻疹 風疹	対象者 幼 児 実施方法 個別 自己負担額 なし	対象者 幼 児 実施方法 個別（期間を指定） 自己負担額 なし	対象者 幼 児 実施方法 個別 自己負担額 なし	対象者 幼 児 実施方法 個別 自己負担額 なし
日本脳炎	対象者 幼児・児童 実施方法 個別・集団 自己負担額 なし	対象者 幼児・児童 実施方法 個別・集団 自己負担額 なし	対象者 幼児・児童 実施方法 個別 自己負担額 なし	対象者 幼児・児童 実施方法 個別 自己負担額 なし
二種混合	対象者 児童 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 児童 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 児童 実施方法 個別 自己負担額 なし	対象者 児童 実施方法 集団 自己負担額 なし
ポリオ	対象者 乳幼児 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 集団 自己負担額 なし
インフルエンザ	対象者 65歳以上 実施方法 個別 自己負担額 1,300円	対象者 65歳以上 実施方法 個別 自己負担額 1,300円	対象者 65歳以上 実施方法 個別 自己負担額 1,300円	対象者 65歳以上 実施方法 個別 自己負担額 1,300円

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
予防接種事業				
三種混合	対象者 乳幼児 実施方法 個別・集団の併用 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 個別 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 個別 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 個別（月日を指定） 自己負担額 なし
麻疹 風疹	対象者 幼児・中学2年生 実施方法 個別・集団 自己負担額 なし	対象者 幼 児 実施方法 個別 自己負担額 なし	対象者 幼 児 実施方法 個別 自己負担額 なし	対象者 幼 児 実施方法 個別（月日指定） 自己負担額 なし
日本脳炎	対象者 幼 児 実施方法 個別・集団の併用 自己負担額 なし	対象者 幼児・児童 実施方法 個別・集団 自己負担額 なし	対象者 幼児・児童 実施方法 個別・集団 自己負担額 なし	対象者 幼児・児童 実施方法 個別（月日指定）・集団 自己負担額 なし
二種混合	対象者 児童 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 児童 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 児童 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 児童 実施方法 集団 自己負担額 なし
ポリオ	対象者 乳幼児 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 集団 自己負担額 なし	対象者 乳幼児 実施方法 集団 自己負担額 なし
インフルエンザ	対象者 65歳以上 実施方法 個別 自己負担額 1,300円程度 （町負担2,616円）	対象者 65歳以上 実施方法 個別 自己負担額 1,000円	対象者 65歳以上 実施方法 個別 自己負担額 1,000円程度 （町負担2,916円）	対象者 65歳以上 実施方法 個別 自己負担額 1,300円

具 体 的 な 調 整 方 法	
予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として個別接種とするが、学童日本脳炎、二種混合及び乳幼児ポリオについては、接種率と接種効果を高める必要から集団接種とする。 ・インフルエンザの自己負担額は合併時まで統一するよう調整を図る。免除要件は生活保護世帯とする。

調整内容	<p>1. 母子保健事業については、健康診査の実施場所について現行を基本とし、健康診査内容の充実に努めるよう調整を図る。</p> <p>2. 予防接種事業については、接種方法及び自己負担金について合併時まで統一するよう調整を図る。</p> <p>3. 結核予防事業については、結核検診の対象者を統一して実施する。</p>
------	--

各 市 町 の 現 況				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
結核予防事業 結核検診	<p>対象者 本荘市に居住する者の内以下の者を除く 労働安全法第2条第3号に規定する事業者、学校(専修学校及び各種学校を含み修業年限が1年未満の者を除く)、矯正施設その他の施設施設に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く)。</p> <p>委託先 (財)秋田県総合保健事業団 検診方法 地区巡回レントゲン検査 自己負担額 なし</p> <p>40歳以上の肺ガン検診は別に実施</p>	<p>対象者 矢島町に居住する者の内以下の者を除く 労働安全法第2条第3号に規定する事業者、学校(専修学校及び各種学校を含み修業年限が1年未満の者を除く)、矯正施設その他の施設施設に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く)。</p> <p>委託先 (財)秋田県総合保健事業団 検診方法 地区巡回レントゲン検査 自己負担額 なし</p> <p>18歳以上は、肺ガン検診として実施</p>	<p>対象者 岩城町に居住する者の内以下の者を除く 労働安全法第2条第3号に規定する事業者、学校(専修学校及び各種学校を含み修業年限が1年未満の者を除く)</p> <p>委託先 (財)秋田県総合保健事業団 検診方法 地区巡回レントゲン検査 自己負担額 なし</p> <p>18歳以上は、肺ガン検診として実施</p>	<p>対象者 由利町に居住する19歳以上の者で他機関(施設、学校、病院、職場等)で受診しない者</p> <p>委託先 (財)秋田県総合保健事業団 検診方法 地区巡回レントゲン検査 自己負担額 なし</p> <p>全員胸部総合検診として肺ガン検診を含んで実施</p>

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
結核予防事業 結核検診	<p>対象者 18歳以上の町民 (但し、16歳から18歳までの通学、通勤していない者を含む)</p> <p>委託先 (財)秋田県総合保健事業団 検診方法 地区巡回レントゲン検査 自己負担額 なし</p> <p>30歳以上の肺ガン検診は別に実施</p>	<p>対象者 東由利町に居住する者の内以下の者を除く 労働安全法第2条第3号に規定する事業者、学校(専修学校及び各種学校を含み修業年限が1年未満の者を除く)、矯正施設その他の施設施設に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く)。</p> <p>委託先 (財)秋田県総合保健事業団 検診方法 地区巡回レントゲン検査 自己負担額 なし</p> <p>40歳以上は、肺ガン検診として実施</p>	<p>対象者 西目町に居住する者の内以下の者を除く 労働安全法第2条第3号に規定する事業者、学校(専修学校及び各種学校を含み修業年限が1年未満の者を除く)、矯正施設その他の施設施設に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く)。</p> <p>委託先 (財)秋田県総合保健事業団 検診方法 地区巡回レントゲン検査 自己負担額 なし</p> <p>40歳以上は、肺ガン検診として実施</p>	<p>対象者 18歳以上の町民</p> <p>委託先 (財)秋田県総合保健事業団 検診方法 地区巡回レントゲン検査 自己負担額 なし</p> <p>40歳以上は、肺ガン検診として実施</p>

具 体 的 な 調 整 方 法	
結核予防事業	・結核予防事業については、肺ガン検診との調整を図り、結核検診の対象者を統一して実施する。